

大学教育質保証・評価センターの 認証評価の実績と展望

—2つの評価基準による内部質保証の評価に着目して—

中 田 晃

一般財団法人大学教育質保証・評価センター
事務局長

[キーワード] 認証評価、内部質保証、法規範／自主規範、対話、支援

はじめに

公立大学協会により設立された一般財団法人大学教育質保証・評価センター（以下「本センター」と略記）は、2020年度から認証評価事業を開始し、多くの関係者の協力のもと、これまで4か年度で49の公立大学に対し評価を実施してきた⁽¹⁾。公立大学は、その財政構造から国の支援が限定的である一方で、高等教育に必ずしも専門性を有しない設置自治体による統制を強く受ける。こうした政策環境を背景に、公立大学関係者は制度の第3期になって新たな認証評価機関を設立した。

本稿の前半では、本センターが認証評価に前提される2つの目的（判別、改善）⁽²⁾に即して3つの評価基準を定め、内部質保証についても異なる複数の基準で評価を行うことの狙いを示す。その際、本特集の「テーマ設定の趣旨」に示された2つの規範概念（法規範、自主規範）を援用する⁽³⁾。後半では、内部質保証の評価にフォーカスして、今般の2つの法令改正、すなわち地方独立行政法人法の改正、および認証評価機関が準拠すべき細目省令⁽⁴⁾の改正を参照しながら本センターの認証評価の今後を展望する。

なお、認証評価のあり方だけでなく、認証評価に対する行動選択や関係者間の共通理解の形成にも焦点を当てた本稿の議論のすべては筆者個人の責任に帰すものである。

I. 新たな認証評価事業の開始までの経緯

1. 第1期認証評価時の問題意識

本センターが認証評価事業を開始したのは制度が第3期半ばにあった2020年度であるが、その構想は認証評価制度が第1期目を終えようとしていた2010年に遡る。当時、公立大学協会が行った内部調査等によれば、各公立大学が制度第1期目に認証評価の受審先として選んだ評価機関は、大学基準協会が41大学、大学評価・学位授与機構（以下、改組後も含め「学位授与機構」と略記）が35大学と二分されていた。そして、実際に評価を経験した学長からは、教育改革が認証評価機関の評価基準によって方向づけられるのではないかといった懸念も示され、大学教育の自律性についての問題意識も高まった。

これを受けた公立大学協会は、年次総会に認証評価機関の幹部を招き、会員校との間で討論会を行う準備を進めていた。ちょうどそのさなかの2010年4月、当時の政権による「事業仕分け第2弾」によって、学位授与機構の認証評価事業が廃止の対象とされる。独立行政法人が現に民間機関も実施している認証評価事業を行うことが制度上問題視されたのだ⁽⁵⁾。

結果、学位授与機構の認証評価のうち、大学の評価については国立大学への影響の大きさを考えたのかその継続が図られ、かわりに国費投入縮減の観点から評価手数料が倍額近くに改定される。一方、受審校が公立短大にほぼ限られていた短期大学の評価は、翌2011年度をもってあっさり廃止された。この成り行きに公立大学関係者は大きな衝撃を受け、学位授与機構の

表1 大学教育質保証・評価センターの各基準と目的(規範)

大学評価基準	基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
内容	法令に認証評価を行うものとして定められている10の事項を、法令適合性を保証する観点から評価する。	大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する。
評価事項	イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。 ロ 教員組織に関すること。 ハ 教育課程に関すること。 ニ 施設及び設備に関すること。 ホ 事務組織に関すること。 ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。 ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。 チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。 リ 財務に関すること。 ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。	○ 自己分析活動の状況 ※ 例示された取組がどのように内部質保証活動に位置づけられているか等を総括して示す。 ○ 自己分析活動の取組(5事例以内) ※ 大学の内部質保証活動の具体的な取組として、教育研究等についての水準分析(モニタリング)の取組を例示。	○ 特色ある教育研究の状況 ※ 例示された取組がどのように特色ある教育研究の進展に資するのかが総括して示す。 ○ 特色ある教育研究の取組(5事例以内) ※ 大学の特色ある教育研究の取組を例示。
目的(準拠規範)	判別(法規範)	改善(自主規範)	改善(自主規範)

出典：大学教育質保証・評価センターの資料から筆者作成

認証評価事業の存続について政府に対し強く要望を行うと同時に、認証評価に一評価委員として参加するだけでなく、公立大学のコミュニティとして主体的にこの制度にかかわる必要性を自覚することとなった。

2. 3つの大枠に整理された大学評価基準

このように公立大学協会は、制度に対する独自の問題意識を高め、認証評価機関の設立を目指すこととした⁽⁶⁾。ただし、そこに参画した学長等の多くは自大学の受審経験だけでなく、評価者としての実績も有しており、一方には「認証評価はあくまでも法令適合性を確認するもの」という考え方が、もう一方には「大学の質保証活動に対する支援が必要」といった様々な考え方が存在していた。そうした事情も考慮して、評価基準については、評価項目自体を個別評価基準として列挙して細部の検討に入る前に、評価の目的別に大枠としての3つの基準を設定した。「基準1 法令適合性の保証」、「基準2 教育研究の水準の向上」、「基準3 特色ある教育研究の推進」である。

ここには、あらゆる評価一般に内在する異なる目的がもたらすジレンマが想定されていた。すなわち、評価基準への適合を「判別」することと「改善」を促すことを同時に達成することは難しい⁽⁷⁾。なぜならば、「改善」のためには、評価を受ける側から自身が有する弱点についても積極的に示し、その原因や改革を阻む要因について評価する側と議論を尽くす必要がある。しかし「判別」で良い結果を得ようとすれば、弱点を含む情報は当然出にくくなる。こうした関係者の行動選択におけるジレンマが存在する限り、評価が改善に資する効果は限定的にならざるを得ない。そこで、評価の複数の目的がもたらすトレードオフの解消を念頭に、3つの評価基準に「判別」と「改善」の目的を分担させたのである(表1)。

まず判別のための評価は「基準1 法令適合性の保証」で行う。この基準1のもとに認証評価が評価すべき10の評価事項⁽⁸⁾のすべてを位置づけた。本センターが受審大学に対して提出を求める〈点検評価ポートフォリオ〉には、基準1の10の評価事項それぞれに見開き2

ページの記入欄を設けている。そこに大学設置基準等の条文にあわせて、大学が行った自己点検・評価の公表情報をリンクさせる。ここでは法令適合性についての情報公表を徹底することにより、「法規範」において評価の信頼性の担保を図っている。

一方、改善のための評価は大学の「自主規範」に則して「基準2 教育研究の水準の向上」、「基準3 特色ある教育研究の進展」において行うこととした。基準2は教育研究の水準そのものを評価すると誤解されやすいが、水準向上のための取組を事例に即して評価する。基準3は文字通り特色ある教育研究の進展を後押しするための評価である。これら2つの基準に対し、〈点検評価ポートフォリオ〉には、大学自身が選択した5つ以内の取組事例を示すことを求める。さらに事例の紹介に先立って、事例相互の関係性や全学的な方針とのつながり等を〈自己分析活動の状況〉の記入欄に総括的に示してもらうことにより、大学がどのような状況認識に基づき改革の方針を定め、各種モニタリング結果をどのように関連付けながら改善に活かしているかを明らかにしようとしたのである。

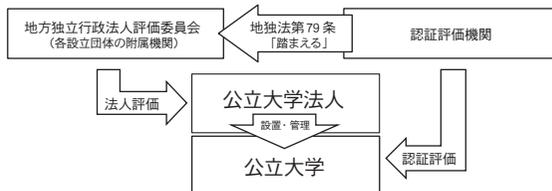
3. 公立大学法人評価との制度的関係

本稿前半の最後に、公立大学におけるもう一つの外部評価である公立大学法人評価(以下、適宜「法人評価」と略記)について、認証評価との制度的関係を含めて簡単に整理しておく。同評価は国立大学法人評価と同様に、公的財政支出を受ける法人が自ら定めた目標・計画に沿って成果を上げているかについての業績評価としての側面を有している(福留2020, pp.146-7)。

図1に示すように、法人評価の実施主体は各設置自治体⁹⁾にそれぞれ置かれる評価委員会であるが、ここでは評価委員の顔ぶれも評価の実施方法も様々となっている。注意すべきは、国立大学法人評価には、教育

図1 公立大学法人の評価と大学の評価

	公立大学法人の評価	大学の評価
根拠法令	地方独立行政法人法	学校教育法等
各年度の評価	年度評価 (96年度から廃止：経過措置あり)	自己点検評価 (適切な項目・適当な体制)
期間毎の評価	中期目標に係る業務の実績に関する評価 (見込評価/期間評価それぞれ6年に1度)	認証評価 (7年以内へ一度)



出典：公立大学協会研修資料より転載

研究の状況について学位授与機構による評価結果を尊重する仕組みがあるが⁽¹⁰⁾、公立大学法人評価においてこれは「認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる」(地方独立行政法人法第79条)の定めにより、その仕組みが代替されていることである。認証評価と公立大学法人評価は、制度発足当時から重要な点で制度的に接続されている⁽¹¹⁾。

この法人評価の実態については、公立大学協会が実施した調査研究の報告書⁽¹²⁾から、おおむね以下のことが読み取れる。法人評価の方法については法令に具体的な指針等は示されておらず、それは、それぞれの設置自治体に置かれた評価委員会にゆだねられた。評価を運用するにあたって多くの現場は手探り状態にあり、表2に示すように、一方には「教育研究の評価に関する積極的関与」を旨とする評価委員会があり、もう一方には「教育研究の評価に関する役割の抑制」に徹する評価委員会があるなど、幅広いスペクトルが見いだせた。

さらに、ほとんどの評価委員会は唯一の公立大学法人について評価を行うことから、評価対象間の比較や公平性への配慮も不要であり、評価方法等の改善にも

表2 公立大学法人評価に見いだせたスペクトル

教育研究の評価に関する積極的関与	←	→	教育研究の評価に関する役割の抑制
数値目標重視の志向性	←	→	数値目標の取り扱いの困難性の認識
ガバナンスへの過剰な関与	←	→	改善を支援する志向性

出典：公立大学協会(2015) pp.141-5から筆者作成

取り組みやすい。実際、本センター内の議論においては、中期目標期間を重ねる中で法人評価の実施方法が大きく変容しているとの指摘もあり、そこからは認証評価制度にはないフレキシビリティを看取しなければならない。

表3 内部質保証に関する評価結果

	受審 大学数	適合 判定	内部質保証へ課 題が指摘された 大学数	法人評価との制 度上の関係の未 整理が指摘され た大学数
2020年度	7	7	7 (100%)	0 (0%)
2021年度	5	5	4 (80%)	2 (40%)
2022年度	19	19	15 (79%)	8 (42%)
2023年度	18	18	17 (94%)	6 (33%)
合計	49	49	43 (88%)	16 (33%)

出典：本センターの評価結果から筆者作成

II. 内部質保証の評価の実績と今後への展望

ここからは本センターが内部質保証についてどのように評価を行ってきたか、基準1、基準2の順に検討する⁽¹³⁾。そのうえで、公立大学法人評価との関係にも着目しながら、今後本センターの認証評価が進む方向を展望する。

公立大学が置かれた制度的環境に着目すれば、例えば次のように整理できる。

1. 「基準1 法令適合性の保証」における内部質保証の評価

細目省令において内部質保証は「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」と示され、「重点的に認証評価を行う」⁽¹⁴⁾ことになっている。内部質保証は事柄の性質から言えば大学の「自主規範」のもとで行われる取組であろうが、評価項目として法令要件に明示された以上、内部質保証の体制や機能については「法規範」において判別されるものとなっている。

限られた資源をもとに大学運営や改善活動を行っている公立大学は、2つの外部評価に節制的に取り組もうとする。そのため、自己点検評価が法人評価を扱う組織において共に扱われがちとなる。そうした際には、同じ組織に集約された情報が、法令の定めにより提出期限も明確な法人評価(年度評価)のための資料に優先的に整理され、学内の各部署へのフィード・バックの方はどうしても後回しになる⁽¹⁷⁾。こうして「法規範」のもとで例年確実に取り組まれる年度評価が、「自主規範」による内部質保証活動よりも作業上優先されれば、教育研究上の重要な分析情報が法人評価の評価結果に姿を変えた後に、ようやく学内の各部署に還流することとなる。そうになると、そこに示された指摘が、自己点検評価に先んじて改革圧力として作用してしまう⁽¹⁸⁾。

この内部質保証を巡っては、認証評価機関の立場からは「受審の1、2年前に内部質保証体制を構築している大学が少なくない」⁽¹⁵⁾ことが問題視されるが、経営主体の行動としてみれば理解できないわけではない。一方、公立大学には、国の高等教育政策の誘導効果も限定的で、内部質保証のための人的配置に設置自治体の理解を得ることも容易でないなど、特有の事情もある。だからこそ法の強制力が必要となるのだが、一般論としては「法規範」からは「さしあたり法令順守」以上の行動選択は導かれにくい。

以上のように、制度的環境の影響を強く受ける現場の行動選択も織り込んで内部質保証の機能面の分析を行うことは、対象大学の設置形態を問わず、内部質保証の評価の重要なポイントとなろう。

現実に基準1でどのように評価されているのか。表3に49の受審大学の内部質保証についての評価結果の概要を示した。全体としてみると88%という高い割合で課題が指摘されている。注目すべきは最右欄に示すように2021年度以降、内部質保証の担当組織や作業の取扱い方に踏み込んで、公立大学法人評価との制度上の関係の未整理が指摘されていることである⁽¹⁶⁾。

2. 「基準2 教育研究の水準の向上」における内部質保証の評価

このように本センターは、後発の評価機関として内部質保証に対し厳しく評価に臨もうとしたが、同時に「自主規範」にゆだねられるべき内部質保証を「法規範」において評価することの困難さも自覚していた。そこ

表4 基準2に示された取組事例の種別 (2023年度 18大学)

取組事例の種別	件数
学習成果の把握	27
学生支援 (学修支援・就職支援)	11
研究支援	11
研修 (FD, SD)	9
カリキュラム等の見直し	9
学生募集・入学者選抜	5
新型コロナウイルス感染症拡大対策	3
初年次教育	2
その他	5
合計	82

出典：大学作成の点検評価ポートフォリオから筆者作成

で、「自主規範」に基づいて取り組まれる内部質保証を「自主規範」で評価しようとしたのが基準2である。基準2の評価結果を、2023年度に行われた評価結果において確認する。まず表4に、2023年度に受審した18大学が〈点検評価ポートフォリオ〉に示した82の取組事例を整理した⁽¹⁹⁾。

これらは、各大学における内部質保証のためのモニタリング活動の実践事例となるが、本センターが最低1事例以上示すことを求めたことから、学習成果の把握の取組事例が全体の約3分の1 (27事例) を占めている。紹介された事例の各所には、モニタリングの結果において弱点となっている点も明示したうえで、改善を図っていく状況が示されている。基準2において、評価に対する一般的な信念体系から生じがちだった「大学の水準そのものが評価される」という誤解はおおむね解消されつつある。

一方で、5つ以内の事例に先立って総括的に示される〈自己分析活動の状況〉を概観した限りにおいては、そこには全学的な内部質保証体制等についての見取り図は示されているものの、例示された事例相互の関係性の中から大学がどのような状況認識に基づき改革の方針を定め、各種モニタリング結果をどのように関連付けながら改善に生かしているのかまで明確になっているケースは必ずしも多くない。

これに対しては、基準2に関する指針等に詳細なガ

イドを盛り込むことも考えられるが、それ以上に重要なのは受審大学と評価者側とのあいだで、評価における対話の重要性への認識を共有することである。大学は〈自己分析活動の状況〉欄への記入において事例相互の関係性などについて事後的にでも良いので、まず大学として納得できる説明を試みる。そして実地調査等において、その説明について様々な対話を尽くすことにより、どちらかといえば受け身で行ってきた取組にも未来志向の意味を付与していくことができる。この対話という行為が生み出す可能性への共通理解を得て、初めて基準2は機能していくものと考えられる⁽²⁰⁾。

3. 2つの法令改正と今後への展望

このような問題意識が議論されつつある中、本センターの認証評価の今後に大きくかわる2つの法令改正が行われた。

一つは、2023年度の地方分権一括法改正に位置づけられた地方独立行政法人法の改正である。中期計画に指標を設けることにより年度計画・年度評価を廃止とするこの改正は、国立大学法人法改正の後を追うものであり、評価の負担が重すぎることに対する一つの処方箋となっている。その意義を受け止めつつ、いわゆる見込評価や中期目標期間評価に確実に対応していくには、法人側ではこれまでどおり年度ごとの成果のまとめを行っていかねばならない。しかしながら、法令の強制が外れた後の活動がどのような姿となっていくのか、今のところ見通せていない。

そうであれば、本センターが認証評価を実施するにあたって、この制度変更を適切に補完できるよう、内部質保証への支援を充実させなくてはならない。そのためには目的別の評価基準を設定した意図を明確に示すことにより、受審大学に対し評価における対話の重要性を説得力をもって説明する必要がある。

そしてここで重要となるのが、もう一つの法令改正、制度第4期に向けた細目省令の改正である。本センターは、認証評価機関が準拠すべきこの省令を強く意識して評価基準の設計にあたってきたが、この改正は本センターの評価基準に対する理解への追い風となっている。

表5 大学教育質保証・評価センターの各基準と細目省令の定め

大学評価基準		基準1 法令適合性の保証	基準2 教育研究の水準の向上	基準3 特色ある教育研究の進展
内容		法令に認証評価を行うものとして定められている10の事項を、法令適合性を保証する観点から評価する。	大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する。	大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する。
目的（準拠規範）		判別（法規範）	改善（自主規範）	改善（自主規範）
細目省令第1条第1項 基準を根拠づける枠組み	省令改正前	第1号 (要約) 大学評価基準が、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等にそれぞれ適合していること。	なし ※ 大学設置基準第1条第3項「…その水準の向上を図ることに努めなければならない。」等で代替。	第2号 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。
	省令改正後	第1号 (要約) 大学評価基準が、学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等にそれぞれ適合していること。	第2号(新設) 大学評価基準において、次に掲げる事項に係る項目が定められていること。 イ 継続的な研究成果の創出のための環境整備 ロ 学修成果の適切な把握及び評価	第3号(旧第2号) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目が定められていること。

出典：大学教育質保証・評価センターの資料から筆者作成

すなわち、細目省令の第1条第1項の各号は、認証評価機関が認証評価を適確に行うための基本的な枠組みであるが、これまで第1号が本センターの基準1を、第2号が基準3をそれぞれ根拠づけていた(表5・省令改正前)。ただし、基準2を根拠づける内容が明示的に見いだせなかったことから、3つの基準をこの省令との関係において説明しにくかった。ところが今般の改正により新設された第2号は、まさに基準2に対応するものとなっている(表5・太字)。これにより、本センターの3つの評価基準と第1号～第3号に示される法令上の枠組みとの平仄がびたりと揃い、本センターの評価基準に求められる説得力を高めたのである。

もちろん、こうした見立てが制度設計者の意図と一致するかどうかはわからない。とはいえ現実の「制度」というものが、法令が定める内容と、それに対する人々の考え方や解釈との相互作用で形作られるものであれば⁽²¹⁾、法令を未来志向で解釈し、より良く機能する「制度」を考えることは、認証評価の今後を展望するうえで有用であろう⁽²²⁾。

おわりに

認証評価制度、国立大学法人制度、公立大学法人制度は同じ2004年度から施行され、それぞれの制度に則した取組が開始された。法により一斉に法人化された国立大学は、(根拠法の条文や所管する課は異なるものの)同じ学位授与機構が関わる国立大学法人評価と認証評価の受審スケジュールをうまく組み合わせることで対応を図ってきた。一方、制度発足の後に個別に法人化が進んだ公立大学は、自大学の法人化のタイミングや構造設計を巡って、設置自治体との厳しい折衝への対応を優先させてきた。

そのことへの反省もあって、本センターの設立が構想され、「法規範」と「自主規範」それぞれに則した3つの評価基準によって評価を積み重ねてきた。この経緯の中で、評価自体が大学の組織行動へ与える影響や、大学側の納得感にも注意を払いながら、当たり前のことではあるが「学生の成長にとって何が必要か」という視点で評価のありようを考えてきた。こうした試行錯誤

誤は、公立大学に特別なものではなく、国立・私立大学における認証評価においても重要になると考えている。

制度一般に目を転ずれば、制度構築にあたっては、目指すべき効果や効率性だけでなく「世の中的な正しさ」を重視せざるを得ない。そのため、政策立案者の考える制度の意図がそのまま現場で機能することはむしろ少なく、想定外の帰結がもたらされることも多い⁽²³⁾。認証評価制度も例外でないとするれば、本センターの認証評価の今後を考えるにあたり、制度として「どうあるべきか」だけでなく、評価の現場に携わる関係者の行動選択を視野に入れた支援が必要になろう。

その際、公立大学については法人評価の取組への支援も必要となる。もちろん法の定めに従って法人評価が「踏まえる」のは基準1の評価結果だけではない。法人が自ら定めた目標・計画に対する評価には、特色ある教育研究の進展についての基準3の評価結果が援用できる。さらには昨今の法人評価が大学改革にも関心を寄せるのであれば、基準2を巡って、大学、法人、設置自治体間の対話を活性化させることによる積極的支援も展望できる。

【注】

- (1) 本センターの認証評価は国公立大学を対象とするが、現時点では結果として公立大学に限られた受審状況となっている。
- (2) 認証評価制度導入にあたり示されたいわゆる質保証答申は「…社会による評価を受けるとともに、評価結果を踏まえて大学が自ら改善を図ることを促す制度を導入する。」と「判別」「改善」の2つの目的をみている。
- (3) 「テーマ設定の趣旨」に引用されている早田(2023)は、「事前規制は法規範」「事後的な規制については、(中略)自主規範」と峻別したが(p.1)、本稿では事後規制たる認証評価にも2つの規範が内在することを前提する。
- (4) 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令。
- (5) 独立行政法人の実施する事業は「民間の主体にゆ

だねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの」等でなければならない(独立行政法人通則法第2条第1項)。

- (6) 認証評価機関設立に至るまでのほぼ10年に及ぶ検討や試行評価の経緯、また本稿では言及できなかった本センターの認証評価の様々な特徴等については奥野他(2023)が参照できる。
- (7) 以下の記述は、北原他(2012) p.8-9を参照した。
- (8) 評価基準を設計していた当時に参照した細目省令第1条第2項第1号の下に号の細分として示された10の事項。
- (9) 正確には法人の「設立団体」となるが、本稿は「設置自治体」で統一する。
- (10) 国立大学法人法第31条の3第1項。
- (11) 最近になって国立大学法人法第31条の3第2項、私立学校法第45条の2第3項等にも認証評価の結果を踏まえる規定が盛り込まれた。
- (12) 公立大学協会(2015)は文献調査、評価委員会に対する悉皆アンケート調査、8の評価委員会の関係者等へのインタビュー調査の結果を示している。
- (13) 基準3も内部質保証と無縁ではないが、紙幅の関係もあり今後別稿において検討する。
- (14) 細目省令第1条第2項第2号。
- (15) 本特集に示された「テーマ設定の趣旨」より。
- (16) 「教育研究活動等の自己点検・評価について、学校教育法第109条の趣旨を踏まえ、法人評価との違いを整理し、学長を責任者とする内部質保証の整備・明確化が望まれる。」などと指摘されている。
- (17) 公立大学においては、このような重要な作業は自治体から派遣される能力の高い行政職員の手によって堅実に取り組まれるケースも多い。このこともこうした傾向を後押しする。
- (18) 法人評価が認証評価を踏まえるという地方独立行政法人法第79条が示す方向性と逆転しているばかりか、各部局の現場における自律的な内部質保証への意欲を削ぐものとなろう。
- (19) 各大学が選択した事例数は、5事例が12大学、4事例が4大学、3事例が2大学となっている。

- (20) 筆者には説得的に述べる準備はないが、「法規範」による基準1は客観性に立脚して評価されるが、「自主規範」による基準2の評価には大学の構成員が自身の取組みをどのように解釈しているかという主観的要素が重要となり、その解釈への納得感が現実を変えていく推進力になるという理解が求められる。
- (21) 経済学者の青木昌彦は、経済や社会のパフォーマンスというものは法や組織のデザインだけでなく「無数の人々による行動選択の相互作用」で決まるとした(青木2001、p.269)。
- (22) もちろんそこには慎重な法令解釈や関係者間に理解が得られるバランスの取れたアプローチが求められる。
- (23) 例えば政治学者のピアソンは、政策アクターの意図通りに制度が設計されることを自明視してしまうことを「アクター中心機能主義」と呼んで批判する(ピアソン2010、pp.11-20、142-7)。

ンターの設立経緯とその評価の概要」、『大学改革・学位研究』24、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構。

北原和夫、広田照幸(2012)、『大学における教育研究活動の評価に関する調査研究』文部科学省先導的の大学改革推進委託事業研究報告書。

公立大学協会(2015)、『公立大学法人評価に関する調査研究』文部科学省先導的の大学改革推進委託事業研究報告書。

早田幸政(2023)、『グローバル時代における高等教育質保証の規範構造とその展開』中央大学出版部。

ピアソン、ポール=粕谷祐子監訳(2010)、『ポリティクス・イン・タイム-歴史・制度・社会分析』勁草書房。

福留東土(2020)、「大学の評価とIR」、小方直幸編『新訂 大学マネジメント論』一般財団法人放送大学教育振興会。

【参考文献】

青木昌彦(2001)、『比較制度分析に向けて』NTT出版。
奥野武俊、中田晃(2023)、「大学教育質保証・評価セ

Achievements and prospects of the Institutional Certified Evaluation and Accreditation at the Japan Association for Quality of University Education: Focusing on the evaluation of internal quality assurance based on two evaluation standards

※ Akira NAKATA

[Key Words]

Institutional certified evaluation and accreditation, internal quality assurance, legal norms / voluntary norms, dialogue, support

[Abstract]

The Japan Association for Quality of University Education, established by the Japan Association of Public Universities, began its Institutional Certified Evaluation and Accreditation project in 2020. And it has conducted evaluations of 49 public universities over the past four years. The new Certified Evaluation and Accreditation has three basic Standards in line with the two objectives: judgment and improvement.

Standard One is responsible for determining whether universities comply with laws and regulations. Standard Two and Standard Three are used to evaluate universities with the aim of supporting their efforts to improve.

Especially Standard Two analyzes the efforts of universities to improve their education level. When working on improvement, universities must clarify what institutional purpose they use to determine their reform policies and how they utilize various monitoring results in their improvement efforts. It is important to provide a retrospective context to the efforts that have already been made. This context should be formed through extensive dialogue between the university and the evaluator, and this will function as a future-oriented improvement activity.

※ The Japan Association for Quality of University Education, Executive Director